

大項目	市民の権利と役割	
小項目	事業者の社会的責任	
条文素案	<p>(事業者の役割) 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、まちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。</p>	
解説	<p>まちづくりを推進するにあたり、事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との連携、住みやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを規定するものです。</p>	
他自治体の条文	高浜市	<p>(事業者の役割と責務) 第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、<u>地域の課題解決に向けた取組みに努めます。</u></p>
	岸和田市	<p>(事業者の権利) 第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、<u>市政に関する情報を知る権利を有する。</u> 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p>
	明石市	<p>(事業者等の権利及び役割) 第7条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、<u>まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</u></p>
	大東市	<p>(事業者の権利と責務) 第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、<u>公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。</u></p>
	川崎市	<p>(事業者の社会的責任) 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、<u>暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</u></p>
	三鷹市	<p>(事業者等の権利、責務等) 第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、<u>協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</u> 2 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、<u>安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</u></p>

大項目	市民の権利と役割
小項目	事業者の社会的責任
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義に含めて事業者を規定する自治体が多い。市民の定義とは別に事業者を規定する場合は、その理由を明確にすることが必要です。 ・事業者の権利とするのか、責務とするのか検討が必要です。権利として「まちづくりに参加する権利」「市政情報を知る権利」、責務として「自治の実現に寄与」「まちづくりの推進に寄与」「法令及び条例の遵守」「安全で快適な環境の実現」「地域の課題解決に向けた取組み」が規定されています。 ・事業者に何を期待するのか、何を求めるのか、事業者を地域社会の中でどのような表現で位置づけるのか検討が必要です。
意見、課題	①盛り込むべき事項、内容及び表現
	②問題点、課題
	③その他